

資料請求をしただけなのに高額なかつらを契約

問い合わせ 地域振興課 ☎ 082-2233-6111

【相談事例】

部分かつらのカタログを取り寄せようと業者に電話したところ、「訪問して説明させてください」としつこく言われ、了承してしまった。その日のうちに女性の販売員の訪問を受け、頭のサイズを測られたり、写真を撮られたりして断れない感じになつた。カタログには価格表示がなく、販売員も値段について何も言わないうちに話が進んでしまい、契約書を書くときになつて初めて初めて60万円以上することがわかった。すぐに解約したい。(70歳代 女性)

【アドバイス】

カタログ請求だけのつもりが販売員の訪問を受けることになつたり、突然業者が家に来たりして、女性用かつらを契約してしまったという相談が寄せられています。女性用かつらは種類も価格も多様です。高価なものが多く、購入に当たつては、事前に種類や価格などを調べ、慎重に検討することが必要です。トラブルを避けるために、訪問自体をきっぱり断ることもひとつの方です。訪問を受け、業者のペースで購入を勧められても、不明な点や迷いがある場合は、その場での契約は避けましょう。訪問販売の場合、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが可能です。困ったときには消費生活センターにご相談ください。(国民生活センター発行「見守り新鮮情報133号」より)



テニスサークルは室内で活動中。

サークル活動で運動不足解消

仕事を始めてから、運動する機会が減っていませんか。市には、そんな方が気軽に楽しく汗を流せる場所があるんです。勤労青少年ホームでは、現在、下記の表のとおり4つのスポーツサークルが活動しています。サークルの特徴は「極める」ではなく「楽しむ」ということ。実は、サークル加入者の半分以上が初心者からのスタートなんです。体験・見学も大歓迎なので、気軽にのぞいてみてください。



盛り上がった親睦ソフトボール大会。

イベントを楽しむ

「何か楽しいことやってないかな」とて探してみても、若者向けの楽しそうなイベントってなかなか無いですよね。「無いなら作つてしまおう」ということで、勤労青少年ホームではイベントの企画や実行など、全て会員が自分で企画者になって面白いイベントを作りあげることも出来るんです。まずは、気軽に気持ちでイベントに参加してみて下さい。



魚のフライやシチューなどを作りました。
美味しい！

講座で自分磨き

月1回開催の料理教室。一言で雰囲

気を説明すると、学校の家庭科でやっていた調理実習ですね。料理講座もスポーツサークルと同じで「料理を極めてもらう」ことが目的ではないです。

「初心者の人、苦手な人に楽しんでもらう」ための講座です。「たまには料理作ってみようかな」という男性の方も大歓迎です。参加した月だけ受講料を支払えばいいので、気軽に参加してみてください。

問い合わせ

生涯学習課 ☎ 082-5800



あなたの青春第2章、始めませんか

活動中のサークルや開催中の講座			
サークル・講座名	人 数	と き	と こ ろ
テニスサークル	男10人 女6人	火曜日、木曜日 19時30分～21時30分	小方公民館
イベント企画サークル	男4人 女2人	不定	不定
バドミントンサークル	男6人 女5人	木曜日 19時30分～21時30分	大竹中学校
料理講座	月によって変動	第3火曜日19時30分～21時30分	総合市民会館2階料理講習室
卓球サークル	男7人 女3人	水曜日 19時30分～21時30分	総合市民会館3階軽運動室
バスケットボールサークル	男7人	第2・第4金曜日 19時～21時	小方中学校

※ 勤労青少年ホームは、15～34歳までの勤労者の方が利用できます。

保険料を納めることだが困難なときは「申請免除制度」

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎ 082-2332-4171・市民課 ☎ 082-2142

「申請免除制度」とは、様々な事情により保険料の納付が困難な場合に、保険料が免除される制度のことです。

ただし、本人・世帯主・配偶者の所得や失業、災害などの状況について審査と承認が必要です。所得に応じて免除の割合は4段階（全額・四分の三・半額・四分の一）に分けられます。

申請時期

平成24年度分（平成24年7月～平成25年6月分）の手続きは、7月2日㈪からです。なお、これまで免除を受けていた方で、引き続き免除を希望する方も毎年手続きが必要となるので、ご注意ください。

また、昨年度分（平成23年7月～平成24年6月分）は7月31日㈫まで手続きが可能なので、保険料が未納の方は制度の活用をお勧めします。

保険料を納められるようになったとき

免除の承認を受けた場合、将来受け取る年金額は満額にはなりません。満額を受けるには、免除を受けた期間の保険料を10年内に納付すること（「追納」といいます）が必要となります。なお、2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされるので、早めの追納をお勧めします。

未納のままいると

万が一のときに、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。保険料の納付が困難なときは、申請免除制度を活用しましょう。

夏本番に向けた、熱中症対策を紹介します。

定期的な水分補給を習慣に

起床時、毎食後、外出前、運動前、お風呂に入る前、寝る前に、コップ1杯の水分をとります。口の中が粘ついてうまく飲み込めない人は、うがいなどで口を潤して、口の中をきれいにしてから水分補給をしましょう。

生活上の心得

【屋外では】 ○日陰を選んで歩く、日傘をさす、帽子をかぶる。

○扇風機やエアコンを使う。

○すだれ、よしす、ブラインド、打ち水をする。

【こまめな水分補給や塩分補給】

○のどが渴く前、暑い所に出る前に補給する。

○塩分と一緒に補給する。（スポーツドリンクなど）

○体力をつけるためにも、食欲がなくとも何か口にするようにしましょう。

【涼しい服装を心がける】

○吸汗・速乾素材の服で風通しをよくする。

○襟元はなるべくゆるめる。

○保冷グッズを使う。（額や首まわりを冷やす）

○黒っぽい色は避ける。

これらのこと気に気を付けて、夏場を快適に過ごしましょう。

熱中症に注意

問い合わせ 保健介護課 ☎ 082-2144